

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画

＜富士河口湖町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）＞



平成29年3月

富士河口湖町

目 次

序章	計画策定の背景	1
第1章	計画の基本的事項	2
1-1	目的	
1-2	位置付け	
1-3	計画期間	
1-4	対象範囲	
1-5	対象とする温室効果ガス	
第2章	町の温室効果ガス排出量と削減目標	4
2-1	基準年度	
2-2	温室効果ガス排出状況	
2-3	目標	
2-4	目標達成の基本方針	
第3章	温室効果ガス削減に向けた取組	7
3-1	職員等の取組	
3-2	施設や設備管理担当者における取組	
3-3	事務局の取組	
第4章	計画の進行管理	11
4-1	推進体制	
4-2	進行管理の仕組み	
第5章	実施状況の公表	13
	措置及び施策の実施の状況の公表	

巻末資料

- 資料1 対象施設等
- 資料2 富士河口湖町環境管理会議設置要綱

序章 計画策定の背景

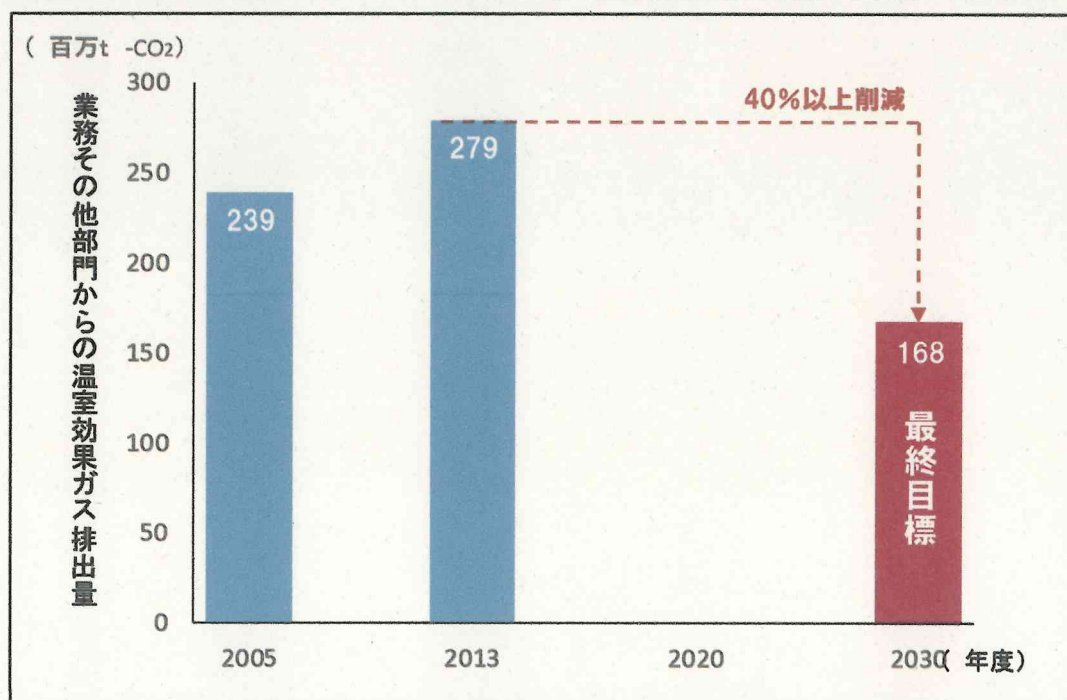
異常気象が常態化する中で、地球温暖化問題はわが国のみならず世界規模で取り組むべき課題となっています。

このような中で平成 27 年（2015 年）12 月に、国連気候変動枠組条約国締結会議の第 21 回会議が開催され、本会において『パリ協定』が採択され、平成 28 年（2016 年）11 月に批准・発効されました。

「パリ協定」の採択を受けて我が国は、平成 28 年（2016 年）5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を一部改正し、地球温暖化対策を加速させました。「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体が含まれる業務その他部門は、平成 42 年度（2030 年度）までに、平成 25 年度（2013 年度）に比べ、約 40% の温室効果ガス排出量を削減することを目標としています。

富士河口湖町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく法定計画として「第 1 次富士河口湖町エコ・アップ計画（富士河口湖町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第 1 次富士河口湖町エコ・アップ計画」という。）を策定し、かつ、これを具体的に推進するカーボンマネジメント体制を確立し、富士河口湖町の所有する施設等での地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

「地球温暖化対策計画」における『業務その他部門』の温室効果ガス削減目標



出典：「地球温暖化対策計画」の目標値を図示

第1章 計画の基本的事項

1-1 目的

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、計画的かつ総合的に、町の事務事業に係る地球温暖化対策を実施し、温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」 第21条(抜粋)

市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

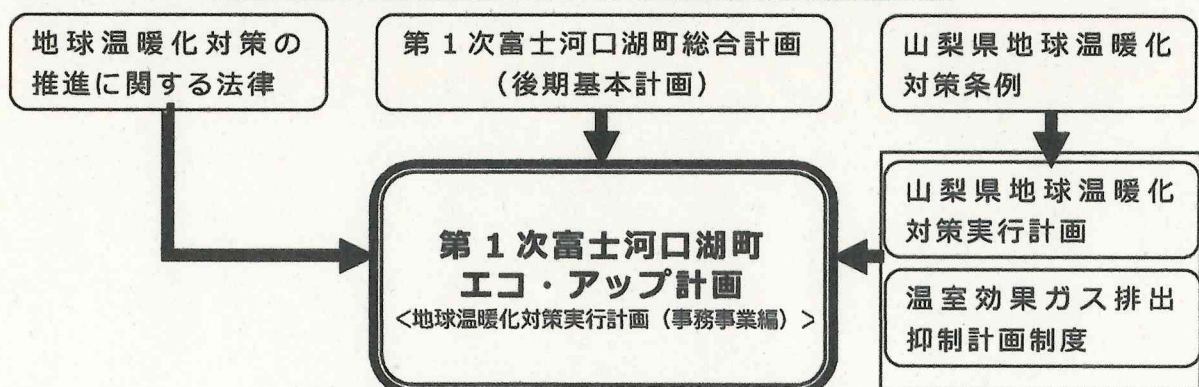
10 市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

1-2 位置付け

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画は、「第1次富士河口湖町総合計画（後期基本計画）」を上位計画とし、町の環境政策全般を踏まえ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定します。

また、第1次富士河口湖町エコ・アップ計画は、「山梨県地球温暖化対策実行計画」及び山梨県地球温暖化対策条例に基づく「温室効果ガス排出抑制計画制度」に配慮して策定します。

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画の位置付け



1-3 計画期間

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画は、平成29(2017)年度から平成42(2030)年度までを計画期間とします。

ただし、平成31(2019)年度までの実施の状況や地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等を考慮し、平成33(2021)年度中に計画の見直しを行います。

1-4 対象範囲

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画は、富士河口湖町の全ての事務及び事業を対象範囲とします。第1次富士河口湖町エコ・アップ計画の対象とする施設等は、巻末に示します。

1-5 対象とする温室効果ガス

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスを対象とします。

ただし、富士河口湖町での排出量が極めて少なく算定が容易ではない⑤パーフルオロカーボン、⑥六ふっ化硫黄、⑦三ふっ化窒素は、計画の算定対象外とします。

計画の対象とする温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源
① 二酸化炭素 (CO ₂)	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料(都市ガス、灯油、重油など)の使用、公用車での燃料(ガソリンなど)の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
② メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③ 一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤ パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥ 六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦ 三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられているもの。

第2章 町の温室効果ガス排出量と削減目標

2-1 基準年度

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画は、温室効果ガス排出量の把握が可能な平成27(2015)年度を基準年度とします。

2-2 温室効果ガス排出状況

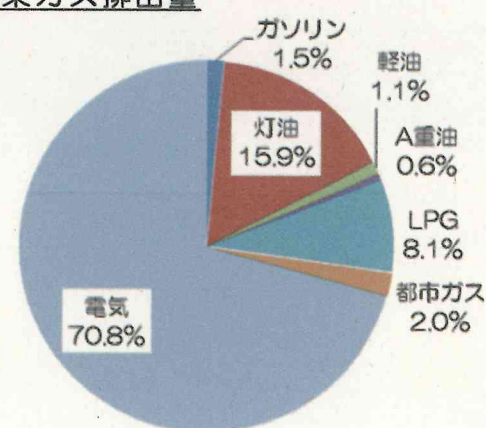
平成27年度の富士河口湖町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

平成27年度 富士河口湖町温室効果ガス総排出量

	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
温室効果ガス総排出量	6,960	100.0%
二酸化炭素 (CO ₂)	6,926	99.5%
メタン (CH ₄)	22	0.3%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	10	0.1%
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	1	0.01%

平成27年度 富士河口湖町エネルギー起源温室効果ガス排出量

	使用量	単位	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
ガソリン	175	L	102	1.5%
灯油	443,698	L	1,105	15.9%
軽油	1,667	L	73	1.1%
A重油	15,815	L	43	0.6%
LPG	94,118	m ³	562	8.1%
都市ガス	62,530	m ³	140	2.0%
電気	10,752,354	kWh	4,902	70.8%
合計			6,926	100.0%



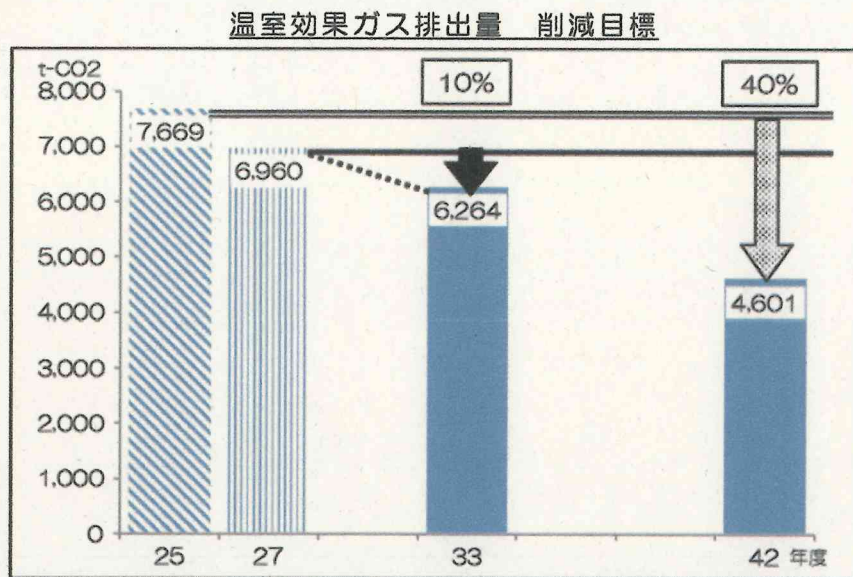
2-3 目標

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画に示した措置を着実に実施することにより、町の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、平成42(2030)年度までに、平成25(2013)年度に比べ40%(約3,068t-CO₂)削減することを目標とします。

当面は中間目標として、平成33(2021)年度までに、平成27(2015)年度を基準として、10%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指します。

中間
目標

平成33(2021)年度までに、
10%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す



廃棄物由来の温室効果ガス削減目標について

上記目標には、廃棄物由来の温室効果ガス排出量を含みません。平成27年度の富士河口湖町全体のごみ量は12,744tあり、ここから排出される温室効果ガス排出量は735t-CO₂あります。廃棄物由来の温室効果ガス削減については、本町の総合計画では廃棄物総量を3%以上削減することを目指して取組を推進しています。

※ 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、富士河口湖町は2015年から2030年にかけて3%強の人口減少が見込まれていますが、河口湖周辺の観光入込数は増加傾向にあります。これらに基づき目標を設定しました。

2-4 目標達成の基本方針

富士河口湖町では、第1次富士河口湖町エコ・アップ計画の目標を達成するために、次の基本方針のもとに「富士河口湖町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）目標達成の手引き」（以下、「第1次富士河口湖町エコ・アップ計画目標達成の手引き」という。）を定め、取組を推進します。

1 職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進

富士河口湖町では、職員一人ひとりが環境配慮し省エネ等により温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。今後も、継続的な改善を図りながら、温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組みを励行していきます。

特に、庁舎や施設等の設備管理担当者等は、職場内での照明やOA機器等の利用に伴う温室効果ガス排出量だけでなく、建物全体に関わる照明や冷暖房・給湯設備等も管理しています。これらの設備はエネルギー使用も多く、温室効果ガス排出量も大量です。

今後は、庁舎や施設管理者等による設備機器の利用方法を工夫し、省エネや温室効果ガス排出量の削減も推進していきます。

また、町の施設は町民や事業者等の利用が多いため、施設の省エネ・温室効果ガス削減には町民や事業者等の協力が不可欠です。このため、今後も町民や事業者等への普及啓発に努めるとともに、連携・協力を続けていきます。

2 設備更新時の地球温暖化対策の推進

照明や冷暖房・給湯設備、昇降設備等は経年劣化しますので、富士河口湖町全体では、毎年度どこかの設備機器を改修あるいは更新しています。

今後は、設備更新等の際に、省エネ性能の高い機器を選定できる仕組みを構築し、温室効果ガス排出量を推進していきます。

3 電気事業者の選定時の地球温暖化対策の推進

富士河口湖町の排出する温室効果ガスの約7割が電気に由来するものです。電気事業者は発電方法によって温室効果ガス排出量が異なることから、今後は電気事業者を選定する際に、環境配慮契約法に基づき、温室効果ガス排出量の低い事業者を選定し、町全体での温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

第3章 温室効果ガス削減に向けた取組

3-1 職員等の取組

各課・室等の責任者（以下、「部署長」という。）は、担当職員だけでなく職場全体で、次に示すものに代表される、職場内で実施できる地球温暖化対策を推進します。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容の一例	省エネ効果(※)
空調	・執務室の温度を夏は高め(28℃)・冬は低め(19℃)にする	冷房時の温度設定を1℃高めに設定 CO ₂ 削減量約 15,280kg
	・空調の運転時間を適正化する 例：空調の余熱を利用して終業時間より早めに空調停止する	春・秋に1日30分の運転時間短縮 CO ₂ 削減量約 151kg
給湯等	・給湯温度をこまめに調整する 例：食器を洗うときには、低温に設定する	給湯温度を2℃下げる給湯用蒸気削減量 419t
照明	・外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす	1日1時間の消灯を行う CO ₂ 削減量 548.7kg (年間)
エレベーター	・利用の少ない時間帯において、エレベーターを一部停止する 例：エレベーターの運行を1基停止させる	—
OA機器	・可能な範囲での省電力モードを採用する	プリンタの省エネモードを4時間実施する CO ₂ 削減量 6.7 kg (年間)
公用車	・アクセル調整等のエコドライブに努める ・自転車や原動機付自転車等を利用し、公用車の利用を少なくする	—
用紙類	・両面コピー、裏面活用を徹底する ・資料の共有化や簡略化を図る ・庁内情報システムを有効利用する	—
廃棄物リサイクル	・ゴミの分別を徹底し、資源化を促進する ・割り箸・紙コップ等の使用を自粛する ・封筒、ファイルなどの再利用を促進する ・プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する ・昼食等の食べきりを推進する	—
物品購入	・グリーン購入を推進する	—

(※)省エネ効果は一般的なオフィスを想定して算出している。

出典：「地球温暖化対策報告書作成ハンドブック・地球温暖化対策メニュー編」(東京都)
「省エネチューニングガイドブック」(資源エネルギー庁)

3-2 施設や設備管理者等の取組

庁舎や施設等を所管する部署長は、庁舎や施設等の環境管理推進員と共に次に示す地球温暖化対策を推進します。

また、庁舎や施設等は町民等への行政サービスの向上のために整備されている者であり多くの町民等の方々が利用します。そして、庁舎や施設等の照明や空調・熱源等の設備機器は、委託業者に業務委託等を行いながら維持管理しています。このため、庁舎や施設等を管理する職員だけでなく、地球温暖化対策においても、これらの関係者の方々と連携・協働しながら、地球温暖化対策を進めていきます。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷却水の水質管理 ・ 冷却塔充てん剤の補充 ・ 冷却塔熱交換器のスケール除去
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃 ・ 冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具等の清掃 ・ 照明器具の定期的な保守及び点検

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷温水出口温度の適正化 ・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 ・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 ・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・ 熱源機の運転圧力の適正化 ・ 熱源機の停止時間の電源遮断 ・ 熱源機のブロー量の適正化 ・ 燃焼設備の空気比の適正化
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 ・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 ・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） ・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ診断やCO₂削減診断等を受診し、設備等の運用改善を推進

【庁舎等の設備・機器の導入及び更新等に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 ・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新 ・ ヒートポンプシステムなどの高効率機器の導入 ・ ポンプ台数制御システムの導入 ・ ポンプの変流量制御システムの導入 ・ 熱源機の台数制御システムの導入 ・ 温度差送風・送水システムの導入 ・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調対象範囲の細分化 ・ 可変風量制御方式の導入 ・ ファン等への省エネベルトの導入 ・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・ 全熱交換器の導入 ・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・ デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明対象範囲の細分化 ・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 ・ 人感センサーの導入 ・ LED照明など高効率ランプへの更新
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・ インバータ制御システムの導入
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入 ・ 公共施設の緑化の推進
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車のエコカー導入
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光や太陽熱、地中熱等の導入
電気事業者の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者との受電契約時に排出係数を考慮する。「電力の調達に係る環境配慮方針」に基づいて契約事業者を選定

3-3 事務局の取組

事務局は、次に示す取組を実施し、関係各所が円滑、かつ確実に地球温暖化対策を推進できるように準備し、第1次富士河口湖町エコ・アップ計画に定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成に努めます。

【実行計画の管理等に関する取組】

項目	取組内容
情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ 設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金事業等に関する情報を収集し、情報提供を行う・ 省エネ診断やCO₂削減診断等に関する情報を収集し、情報提供を行う・ 環境法令等の新法や改正情報等を提供する。
進行管理	<ul style="list-style-type: none">・ 「第1次富士河口湖町エコ・アップ計画」を具体的に推進する手段として「富士河口湖町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）目標達成の手引き」を策定し、部署や施設等での取組を励行する。
取組強化	<ul style="list-style-type: none">・ 新しい技術や手法等を検討し、地球温暖化対策の強化を図る
情報公開	<ul style="list-style-type: none">・ 毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する

第4章 計画の進行管理

4-1 推進体制

1) 推進体制

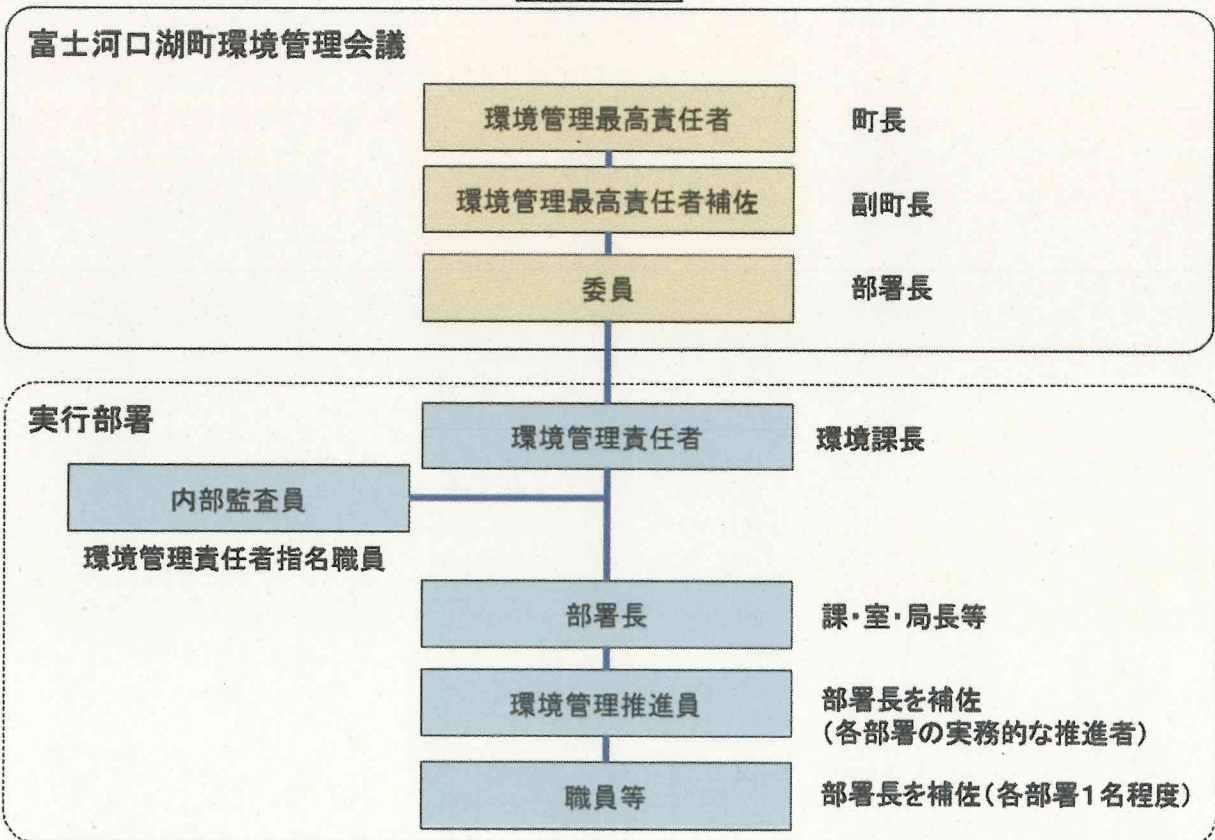
第1次富士河口湖町エコ・アップ計画は、「富士河口湖町環境管理会議設置要綱」を定め、次の体制で実施します。

「環境管理最高責任者」（以下、「管理責任者」という。）である町長のもと、副町長を委員長とした『富士河口湖町環境管理会議』*1（以下、『環境会議』という。）を設置して、取組を推進していきます。

『環境会議』は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取組や施策の調整と進捗管理を行い、「管理責任者」に報告します。「管理責任者」はそれらの結果を総括し、更なる取組へとつなげていきます。

また、「地球温暖化対策等事務局」（以下、「事務局」という。）は、各課施設の温室効果ガス排出量や取組結果をとりまとめ、年次の取組結果を公表していきます。

推進体制図



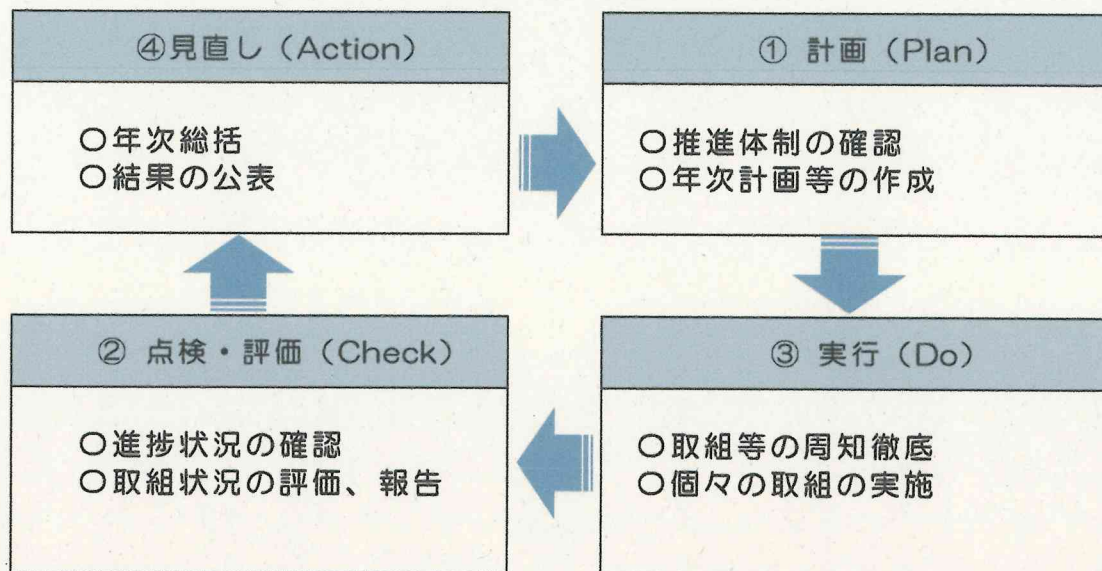
*1詳細は「富士河口湖町環境管理会議設置要綱」に定めます

4-2 進行管理の仕組み

富士河口湖町では、第1次富士河口湖町エコ・アップ計画を具現化するために「第1次富士河口湖町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）目標達成の手引き」を策定し、年度ごとの取組を着実に進めていきます。

年度ごとの取組は、①計画（PLAN）、②実行（DO）、③点検・評価（CHECK）、④見直し（ACTION）のPDCAサイクルで実施します。

計画の進行管理の仕組み（PDCAサイクル）



第5章 公表

富士河口湖町では、温暖化等対策委員会で協議した第1次富士河口湖町エコ・アップ計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）について、温対法に基づく措置として毎年一回、町のホームページの情報公開ページ等で公表します。



卷末資料

資料1 対象施設等

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画の対象施設等の一覧

平成29年3月31日現在

対象部署	対象施設等	
総務課	本庁舎	
	勝山出張所（勝山ふれあいセンター・勝山児童館）	
	足和田出張所（足和田児童館）	
	上九一色出張所（上九一色コミュニティセンター）	
	精進出張所	
政策財政課		
税務室		
出納室		
住民課		
健康増進課	健康プラザ（高齢者体カづくりセンター）	
	温泉休養施設芙蓉の湯	
	ふれあいゲートボール場	
福祉推進課	大嵐児童館	
	船津保育所	
	小立保育所	
	こもも保育所	
	大石保育所	
	河口保育所	
	勝山保育所	
	足和田保育所	
	富士ヶ嶺保育所	
	船津地区公民館	
	本栖公民館	
	船津福祉センター	
	小立福祉センター（小立地区公民館）	
	大石福祉センター（大石出張所・大石地区公民館）	
河口福祉センター（河口地区公民館）		
環境課	資源保全係	
	生活環境係	船津公園墓地
		小立公園墓地
		勝山墓地
	環境整備係	じん芥処理場
勝山リサイクルセンター		

対象部署		対象施設等
		小立リサイクルセンター
		船津リサイクルセンター
		足和田リサイクルセンター
農林課		自然生活館
観光課		西湖いやしの里根場
		西湖こうもり穴
		西湖野鳥の森
		道の駅かつやま(小海コミュニティホール)
		公衆便所
都市整備課		大久保公園
		シッコゴ公園
		かえで公園
		富士ヶ嶺公園
水道課	上水道	上水道管理
		河口湖簡易水道
		足和田簡易水道
		上九一色簡易水道
		温泉管理
	下水道	精進浄化センター
		精進浄化センター(苗積ポンプ場)
		精進浄化センター(屋敷側ポンプ場)
		精進浄化センター(宮沢川ポンプ場)
		精進浄化センター(精進川ポンプ場)
		精進浄化センター(精進川2ポンプ場)
		精進浄化センター(精進南ポンプ場)
		本栖し尿処理施設(旧)
		本栖し尿処理施設(新)
生涯学習課	社会教育係	生涯学習館
		中央公民館
		交流センター
		河口湖美術館
		足和田生涯学習センター
		勝山ふれあいドーム
		勝山民俗資料館
	社会体育係	町民体育館
		町民グラウンド
		鐘突堂スポーツ広場

対象部署		対象施設等
		総合公園
		くぬぎ平スポーツ広場
		くぬぎ平サッカー場
		あかつきグラウンド
		大嵐グラウンド
		西湖南グラウンド
		西湖南体育館
		西湖グラウンド
		西湖西テニスコート
		西湖西グラウンド
		富士ヶ峰グラウンド
		本栖湖スポーツセンター
		河口湖漕艇場
		精進湖カヌー艇庫
		本栖湖カヌー艇庫
		B&G 海洋センター
町民プール(ブルーアース)		
文化振興局	文化振興係	ステラシアター
		円形ホール
		河口湖ミュージアム・与+勇輝館
学校教育課		船津小学校
		小立小学校
		河口湖北中学校
		河口小学校
		大石小学校
		勝山小中学校
		大嵐小学校
		上九一色中学校
		精進小学校
		西浜小学校
		富士豊茂小学校

※上記の他、部署が所管する公用車や街路灯等も計画の対象範囲です。

資料2 富士河口湖町環境管理会議設置要綱

(設置)

第1条 「富士河口湖町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「富士河口湖町環境管理会議」(以下、「環境管理会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 環境管理会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定・推進に関すること
- (2) 実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)及び公表に関すること
- (3) 実行計画に基づくカーボンマネジメントシステムの推進に関すること
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 環境管理会議は、環境管理最高責任者、環境管理最高責任者補佐、環境管理会議委員、環境管理責任者、内部監査員、環境管理推進員及び環境管理会議事務局をもって構成する。

- 2 環境管理最高責任者は、環境管理会議を代表し、会務を総括する。環境管理最高責任者は町長をもって充てる。
- 3 環境管理最高責任者補佐は、環境管理最高責任者を補佐し、環境管理最高責任者に事後があるときは、環境管理最高責任者補佐がその職務を代理する。環境管理最高責任者補佐は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、富士河口湖町行政組織規則(平成15年富士河口湖町条例第7号)第1条に規定する課長及び室長等(以下、「部署長」という。)をもって充てる。
- 5 環境管理責任者は、地球温暖化対策内容を取り決め、これを推進する。環境管理責任者は、環境課長をもって充てる。
- 6 内部監査員は、環境管理責任者が職員の中から任命する。
- 7 環境管理推進員は、部署長が所属職員の中から任命する。

(環境管理会議)

第4条 環境管理会議は、環境管理最高責任者が召集し、毎年度、開催する。

- 2 環境管理最高責任者は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し環境管理会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 環境管理会議は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(部会)

第5条 部会は、環境管理会議から下命された事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。部会長及び部会員は、職員のうちから環境管理会議が指名する。

(庶務)

第6条 環境管理会議の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境管理最高責任者が定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

第1次富士河口湖町エコ・アップ計画

(富士河口湖町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編))

平成29年3月

発行 富士河口湖町 環境課
住所 〒401-0301
山梨県都留群富士河口湖町船津1700番地
電話 0555(72)3169

